

Ⅱ. 第 2 章

- 学生支援に関する方針
- Student Campus President
- 学生生活
- 奨学金・援助
- 学内行事
- 地震発生時の対応

学生支援に関する方針

本学の教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

これらの理念等を基盤として、学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう学生の支援に関する方針を以下のとおり定める。

<修学支援に関する方針>

1. 修学に関する相談体制と学生一人ひとりの学力に応じた修学支援体制を整備する。
2. 経済的に安定した学生生活を送るための支援として奨学金制度や学費減免制度を充実させる。
3. 障害のある学生に対する支援体制を整備する。

<生活支援に関する方針>

1. 学生の心身・健康管理に関する相談体制を整備する。
2. ハラスメントの防止に向けた取り組みを実施する。

<進路支援に関する方針>

1. 社会的・職業的な自立を支援するためのキャリア教育を実施する。
2. 進路選択に係る就職ガイダンス、キャリアデザイン講座、就職相談会等、各種就職支援プログラムの拡充に努める。

Student Campus President

Student Campus President(学生キャンパス副学長)制度について

本学では、平成 20 年度より Student Campus President(略称:SCP、学生キャンパス副学長)制度を導入しました。

この制度は、学生の皆さんと教職員が一緒になって、より良い大学づくりを目指して各種プロジェクトの企画立案・実施をおこなう取り組みです。

立候補による選挙で各学部より学生 1 名を選出し、1 年間の任期で活動します(原則 1 年間の任期ですが、更に 1 年間の再任が可能)。それぞれの SCP に年間 30 万円の活動費と専用ブレザー、ネクタイが与えられ、また、当別キャンパス薬学部棟 1 階に設置された SCP 室を使用することができます。

プロジェクトは、各学部 SCP が自由に決定します。令和 2 年度の活動は下記のとおりです。各学部 SCP の合同プロジェクトや、各学部独自のプロジェクトなどが進行しています。

活動実績および現在進行中のプロジェクト

- ・学生リアルヴォイスアンケート実施
- ・看護福祉学部ハロウィン DAY!
- ・薬物乱用防止キャンペーン参加(AIR' G ラジオ番組・CM 出演)
- ・新入生オリエンテーションへの協力・
- ・当別町 150 周年記念事業への参加
- ・学内クリスマス装飾実施
- ・SCP×後援会コラボ 試験勉強応援企画「合格祈願! 応援メシ」実施

コロナ禍で制限された中でも、選ばれたメンバーで力を合わせて取り組んでいます。

随時 SCP の Instagram やホームページ、専用掲示板、配布物等で活動内容やプロジェクトについて情報を発信しています。

※オープンキャンパス参加や、学外からの取材対応なども行っています。

■SCP Instagram

[@hoku_iryuo_u_scp](https://www.instagram.com/hoku_iryuo_u_scp)



■SCP Web サイト

<http://scp.hoku-iryo-u.ac.jp/>

SCP から学生の皆さんへメッセージ

大学の主役はなんといっても学生です。しかし、学生と教職員双方の努力があってこそ大学生活は楽しく充実したものになると思います。より良い大学を作っていくためには双方の意見を確認し、実現に向かって努力していく、その橋渡しをするために、SCP(学生キャンパス副学長)制度は誕生しました。

この制度が始まって 15 年ですが、これまでに以下のような活動を学生の視点ならではの発想から多くの方のご協力のもと行ってきました(一部継続中)。

- ・学習環境向上に向けた活動(自習室の設置)
- ・新メニュー開発やサービスの向上をねらいとする食堂改善プロジェクト
- ・薬物乱用防止プロジェクト
- ・大学のユニバーサルデザイン化に向けた福祉活動
- ・学生と地域のつながりをつくる活動

SCP は、“より良い大学”を目指しています。

そのため、みなさんがより身近に感じてもらえるような、親しみある大学づくりのため日々活動しています。“より身近に”といっても漠然としていますが、みなさんが毎日の学生生活を送っている中で、大学に対する疑問や要望というのは少なからずあると思います。どんな小さな意見でも耳を傾け、それを学生生活に反映していくように努力するのが私たち SCP の仕事だと思っています。そのためにはみなさんの協力が不可欠です。学生の生の声を大学に伝えるためにも、みなさんの声が何より重要なのです。

何かしたいけど、どうしたらいいのだろう？こんな意見があるけど、誰に言ったらいいの？悩んだ時は気軽に SCP に声を掛けてみて下さい。必ずあなたの言葉を聞き、どうしたらいいのかを考え、実現していきます。

“より良い大学”には色々な形があると思います。みなさんも一緒にそれぞれが思う理想の大学の実現を目指していきましょう。

当別町 150 周年記念事業への参画（販売メニュー開発・販売）



試験勉強応援企画「合格祈願！応援メシ」の実施



薬物乱用防止キャンペーン」ラジオ出演



学生生活

学生証

学生証とは

学生証は、本学の学生としての身分を証明する大切なものです。常時携帯し、他人に貸与または譲渡しないでください。

また、本学の教職員及び交通機関等の関係職員から請求のあったときは提示しなければなりません。

携帯時等の注意事項

学生証には、みなさんの学生情報が記憶されており、各種証明書の発行、授業の出席確認や図書の貸し出し等で使用します。

また、第1学年に交付された学生証は卒業時まで使用しますので、折り曲げたり傷つけたりせず、決して磁気に近づけないように大切に扱ってください。

紛失・盗難

学生証の取扱いには十分注意をしてください。万一、紛失・盗難にあった場合は直ちに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に申し出てください。

返 却

卒業、退学等により本学の学生でなくなったときは、直ちに学生証を学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に返却しなければなりません。

通学定期乗車券購入・利用等

- 1 学生証は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、関係職員の請求があったときは提示しなければなりません。
 - 2 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入の上、学生証とともに提出しなければなりません。なお、通学定期適用区間は居住地から所属学部のあるキャンパス迄の限定となります。
 - 3 通学定期は「北海道医療大学」学生であることを常に自覚し、適正に使用してください。不正乗車等に使した場合法律で罰せられ、相応の罰則金が課せられます。
- なお、このような行為が発覚した場合は、本学学則の定めに基づき停学・退学などの懲戒処分となります。

裏面シール

- 1 シールの交付を受けたら、現住所を記入してください。
- 2 記入する欄がなくなったときは、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)で再交付を受けてください。

ネームプレートの着用

一部学部等においては入学時にネームプレートを購入してもらいます。このネームプレートは実験・実習等、卒業するまで使用することになります。

ネームプレートは、丸善売店(中央食堂 2 階隣)で販売します。また、ネームプレートを紛失したときは、再度購入してください。

通 学

通学は列車で

当別キャンパスと直結している学園都市線「北海道医療大学」駅は、大学固有名詞の駅としては全国でも珍しく、札幌駅から約 45 分、新琴似駅から約 33 分のところにあります。大学病院等がある札幌あいの里キャンパスの最寄駅は学園都市線「あいの里教育大」駅です。「あいの里教育大」駅は、札幌駅から約 26 分、キャンパスからは徒歩約 5 分のところにあります。

当別町コミュニティバスの利用について

本学では、当別町内各域を運行する当別町コミュニティバスに平成 18 年 4 月 1 日より参加しています。このうち、あいの里金沢線(当別キャンパス～札幌あいの里キャンパス)は、下記要領により無料で利用することができます(便数・座席数に限りがあります)。なお、一般の方及び患者様も利用しますので、迷惑をかけないよう乗車マナーを十分に守ってください。

〈利用要領〉

① 当別キャンパス、札幌あいの里キャンパスで降車する場合

降車時に学生証を提示してください。

② ①以外で降車する場合

無料チケットを必要とします。無料チケットはスマートフォン アプリ「とべナビ」で取得できます。取得方法については、学生支援課、医療技術学課の窓口で掲示されていますのでご確認ください。

〈あいの里金沢線〉

あいの里金沢線は、JR 石狩当別駅～北海道医療大学間において 1 日片道 13 便(平日)を運行しています。また、北海道医療大学～札幌あいの里キャンパス間において 1 日片道 7 便(平日)を運行しており、課外活動等両キャンパス間の移動に利用できます。

※当別町コミュニティバスの詳細については当別町ホームページをご確認ください。

自転車置場の利用について

当別キャンパスの自転車置場は、テニスコート横、看護福祉学部棟横、歯学部棟裏、大駐車場奥の計 4 ヶ所あります。

自転車は、人や車両の通行の妨げとならないように、所定の自転車置場を利用してください。また、盗難の恐れがありますので自転車の鍵をしっかり掛けるように注意してください。

自動車通学に対する規則

本学は交通事故から学生の身を守るため、また、事故等の責任によって国家資格の取得に係る欠格事由を負うことを防ぐために、自動車(自動二輪車、原付等を含む)通学を原則として禁止しています。

ただし、当別キャンパスでは第 2 学年以上になると一定の条件で許可することがあります。なお、学則等、本学の規則に反する行為が認められた場合は、許可対象学年に達しても許可証を発行しないことがありますので、絶対にルールを守りましょう。

自動車通学の許可を得るには

登録に必要な条件

第 2 学年以上の学生で、交通安全講習会を直近で 2 度出席した者。

【登録に必要な書類】

- 自家用車通学・駐車場使用登録許可申請書(本学所定)
- 誓約書(本学所定)
- 保証人同意書(本学所定)
- 運転免許証(写)
- 自動車検査証(写)
- 任意保険証(写)

必要書類に登録料(証明書自動発行機で購入)を添えて学生支援課窓口にて申し込んでください。

登録料／年 額 14,400 円(自動車)

// 4,800 円(自動二輪車)

※登録料はⅢ期に分割して納入することができますが、事務処理上、できるだけ申請時に駐車場使用予定期間分を全納してください。分納した者が、駐車場の継続使用を希望する場合は、必ず許可証の有効期限が切れる前に次期登録料を納入してください。期限を過ぎても納入がないときは、許可証を没収し、以後許可を認めないことがあります。継続を希望しない場合は、速やかに許可証を学生支援課まで返却してください。許可証の返却が遅れた者には、遅滞分を月割りで請求することがあります。

遵守事項

- ① 大学主催の交通安全講習会に必ず出席すること。(欠席者は自動車通学を許可しない場合や許可を取り消す場合がある。)
- ② 駐車場の出入り及び駐車については、警備員及び教職員の指示に従うこと。
- ③ 自動車等は駐車形態に従い整然と駐車すること。
- ④ 駐車に際しては、交付された許可証をフロントガラスの内側に置き、外部からはっきり確認できるようにすること。
- ⑤ 駐車場内では慎重に運転し、かつ、場内の交通規則を遵守すること。
- ⑥ 自動車等の種類及び車両番号の変更があったときは、速やかに車種変更届を提出すること。
- ⑦ 冬期間(12月1日から3月31日)の夜間駐車は、除雪の妨げとなるので翌朝まで引き続き駐車する場合は、指定された場所に移動すること。
- ⑧ 事故や違法駐車で近隣住民に迷惑を絶対にかけないこと。

事故の責任

駐車場内における自動車等の盗難・紛失・破損等の事故について、大学は一切責任を負いません。

学生ロッカーの使用

在学中、個人ロッカーを貸与します。各自で南京錠を購入し施錠してください。

なお、医療技術学部では、ロッカーの鍵が医療技術学課より、歯科衛生士専門学校では、各学年担任より、貸与されます。

ロッカー使用上の注意

- ① ロッカー使用の際には、常に南京錠等で施錠をして、現金・貴重品は絶対ロッカーに入れずに、必ず身につけるようにしてください。
- ② 休業期間中(夏期休業・冬期休業等)は、ロッカー内の物品を持ち帰りましょう。
- ③ ロッカーをシールや落書き等で決して汚さないようにしてください。
- ④ ロッカーの上に、靴などの物品を置かないでください。
- ⑤ 貸与された個人ロッカー以外は、決して使用しないでください。
- ⑥ ロッカーを破損した場合は、すみやかに学生支援課に申し出てください。歯科衛生士専門学校生については担任に申し出てください。

※ 毎年、ロッカーキーをロッカー内に入れたまま施錠し、開錠出来ない学生がおります。

学生支援課では皆さんの鍵の管理は行っていないので、鍵を常に身につける等、自己管理を徹底しましょう。

※ ロッカー内の保管品は自己の責任において管理してください。

土足禁止区域

当別キャンパスの体育館・トレーニング室・クラブハウス・学友会館・実習室は土足厳禁です。利用の際は、上履きに履き替えてください。また、体育館の通行の際には必ず靴をぬぐように徹底してください。

キャンパス内全面禁煙(受動喫煙防止義務)

平成 30 年に健康増進法の一部を改正する法律(改正健康増進法)が成立し、望まない受動喫煙の防止を図るため、学校・病院・診療所は敷地内禁煙と定められました。また、喫煙者に対しても、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないとする喫煙をする際の配慮義務も定められています。

本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、「マナー」から「ルール」へと変わりました。

本学は、保健・医療・福祉に携わる専門職業人を養成する学校であり、自身の健康管理や他者の健康への影響の観点から、キャンパス内を全面禁煙とし、屋外喫煙可能場所も設けていません。大学周辺路上における喫煙も禁止です。保健・医療・福祉を志す者として、今後、患者や施設等の利用者に健康指導を行う立場に立つことから、喫煙の及ぼす影響についてよく理解し、喫煙しないようにしてください。

学内連絡方法

学生への連絡は、原則として i-portal やメール、掲示等で行います。これらの連絡を見ないことにより思わぬ不利益をこうむらないように、常に注意して見る習慣を身につけてください。

主な連絡内容は

休講、講義変更、試験日程、受験座席表、定期試験合否、成績、呼び出し、奨学生募集、行事予定表等です。

また、i-portal の閲覧方法につきましては、pp.183～184「情報センター」をご覧ください。

掲示板は事務センター前等に設置しています。なお、歯科衛生士専門学校については、歯科衛生士専門学校教員室前にもありますので両方確認してください。

掲示期間は、原則として 1 週間です。

なお、学部学科により連絡手段が追加となる場合もあります。

外部から学生への連絡・問い合わせ

外部から学生への連絡・問い合わせについては家族の不慮の事故・不幸等の特別な場合を除き、一切応じません。

【対応できない例】

『△△の母ですが、息子を電話口までお願いします。』

『〇〇君の友人ですが、彼の電話番号を教えてください。』

以上のようなことには対応できませんのでご家族ならびに友人等に周知徹底してください。

学費納入

授業料の納入

授業料は年度の当初に納入しなければなりません。ただし、次の 2 期に分けて納付することができます。期限までに納入のない場合は、学則第 39 条 1 号により除籍となります。

1 期 4 月 15 日まで 2 期 9 月 15 日まで

復学等の場合の授業料

復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収します。

退学及び除籍の場合の授業料

前期または後期の途中で退学、または除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収します。

休学の場合の授業料

前期または後期の途中で休学した者に対しては、その休学期間中の授業料等を徴収します。休学が前期または後期の全期間にわたる者に対しては、授業料等に替えて休学在籍料(半期 50,000 円)を徴収します。詳細は学則第 58 条を参照してください。(p.206)

授業料の徴収の猶予

経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀またはその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の徴収の猶予をすることがあります。

授業料猶予期間は、納入期限後(1、2 期とも)3 カ月以内です。

健康管理

学生生活において特に重要なのは、何といても健康管理です。「まだ若いから」と自分の健康・体力を過信し無理をした結果、肝心の勉学にも支障をきたすこともあります。自分の体は自身で管理し、日々の健康維持に努めるようにしましょう。

定期健康診断について

毎年前期(例年 4 月下旬～5 月上旬)には学校保健安全法に定められた定期健康診断を実施しています。病気の早期発見と、自分の健康状態を知り健康に対する自覚を高めることを目的としています。

毎年必ず受診し健康のチェックをしてください。

健康診断の結果、精密検査の必要がある場合には本人に通知します。

定期健康診断を受診できなかった場合は、速やかに医療機関で健康診断を受けて診断書を保健センターまたは医療技術学課に提出してください。

定期健康診断の内容は次のとおりです(令和 4 年度実績)。

●内科検診 ●身体測定 ●視力検査 ●胸部X線間接撮影 ●歯科検診

遠隔地被保険者証(健康保険証)

病気やケガのとき、手元に保険証がないと病院の窓口で多額の治療費を請求されます。遠隔地被保険者証があると費用負担は軽減されます。大学病院や歯科クリニック等を利用するときに必要ですので、本学から在学証明書の交付を受け、ご父母が加入している所轄の健康保険取扱所に提出して交付手続きをしてください。なお、個人別カードが発行されている場合は不要です。

成年年齢の引き下げ

引き下げ理由

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を 18 歳と定めるなど、18 歳、19 歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした流れから、市民生活に関する基本法である民法でも、18 歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が 18 歳に引き下げられることになりました。

成人になって出来ること

- 親の同意なしでの契約
 - ・携帯電話 ・部屋を借りる
 - ・クレジットカード契約 ・ローン(借金)
- 10年有効パスポート取得
- 性別の取扱いの変更 等

20 歳にならないと出来ないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券購入

<注意>

- ・契約は口頭でも成立します。安易な口約束は行わないこと。
- ・ローンやクレジット契約(リボ払いなど)も慎重に。
- ・契約内容をよく確認し、誰かに相談するようにしましょう。

診療費補助制度について【後援会からのお知らせ】

在学生父母又は学費支弁者及び卒業生を中心とした組織である「北海道医療大学後援会」は、学生生活支援事業の一環として、在学生が医療機関(下記(記入例)参照)を受診した際に負担する医療費の一部補助を実施しています。この事業は、在学生の健康管理サポートと、将来の医療人としての自覚を促すとともに、経済的負担の軽減を目的としています。

<補助内容>

- ① 保険診療に係る自己負担額
- ② 保険適用外診療(自費診療)に係る自己負担額の30%

<補助申請の手続きについて>

補助を希望する学生は、必ず以下の手続きを行ってください。

【手続き方法(留意事項)】

1. 補助申請書に必要事項を記入し、領収書原本をステープル(ホッチキス)で留めて添付 ※領収書のコピーは不可
2. 申請書提出
北海道医療大学後援会事務局(下記提出用 BOX へ投函)
3. 申請受付(提出用 BOX 設置)期間
毎月1~10日(土・日・祝・本学指定休日を除く)8:45~17:00
※上記期間のみ申請が可能です。
※在学期間中の領収書であれば数か月分をまとめて申請することも可能です。
※補助額(払込額)が1,000円に満たない場合は、原則、次回分の補助額と合算して振り込みいたします。1,000円以上となるようまとめて申請してください。
4. 補助の方法
銀行口座への振込にて補助を行います。
※初めて申請する際は、通帳またはキャッシュカードのコピー等、口座番号と名義人が分かる書類の提出が必要です。
5. 振込日
奇数月の27日(土・日・祝日にあたる場合は前日等に繰り上げ)
6. その他
 - (1) 領収書を紛失した場合、受診した医療機関が発行する支払証明書の添付が必要です。
※支払証明書の発行には手数料がかかります。詳しくは当該医療機関に確認してください。
 - (2) 申請書類の不備がある場合、後援会費の未納がある場合には、支給することはできません。
 - (3) 補助対象外につきましては、後援会事務局までお問い合わせください。

様式① 表面に領収書をホッチキスで留めてください **補助申請書**

北海道医療大学後援会
会長 三上 章 殿

【提出日】[20×× (和暦も可) 年 〇月 〇日]
 【在籍】[() / 歯 / 看護 / 福祉 / 心理 / 理学 / 作業 / 言語 / 検査 / 衛生 / 大学院]
 【学生番号】[〇 9 2 5 5 5]
 【氏名】[当別 太郎]
 【連絡先(携帯電話)】[〇 9 〇 - 9 9 9 9 - 1 1 1 1]
 【連絡先(e-mail)】[aaa@bbb.ne.jp]
 【振込口座情報】[新規 ・ 変更 ・ 継続]
※継続(以前に口座情報を留めて出ている)の場合は、以下の記載は不要です
 【銀行名】[北海道 銀行 ・ 信用金庫] [当別 支店]
 【種別】[普通 ・ 当座]
 【口座番号】[〇 〇 1 1 2 2 2]
 【口座名義】[ふりがな どうべつ たらう 当別 太郎]
※通帳の名義を記入して下さい

下記のとおり、補助を申請いたします。
(本枠内のみ記入。ただし、「受診科」は保健センターの受診や薬局の場合は記入不要)

診療を受けた日(診療日)	医療機関(薬局)名	受診科	領収書金額	*補助額 上記の補助額 下段に記入
20××年 〇月 〇日	大学病院	内科	6920円	円
20△△年 〇月 〇日	歯科内科クリニック	歯科	390円	円
20※※年 〇月 〇日	保健センター	科	3890円	円
和暦も可能です ※数月の診療費についてまとめて申請することでも可能です (年度をまたいだ申請も可能です)				円
ワクチン接種・抗体検査等を受けた場合 医療機関名: 保健センター 受診科: 記入不要 (空欄のままでもOK)です				円
注)裏面にも記載欄と補助申請の注意事項があります 必ず注意事項を読んで申請してください。				円
※振込口座について、新規または変更の場合、通帳またはキャッシュカードのコピー (口座番号、名義人が記載されている箇所)を1部、添付してください。				円
合 計			11,200円	円
			* 合 計	円

【補助申請書・提出用 BOX 設置場所】

- 当別キャンパス : 自動証明書発行機横
- 札幌あいの里キャンパス : 医療技術学課

【受付期間】

毎月1~10日(土・日・祝・本学指定休日を除く)8:45~17:00
※手続きの詳細は下記を確認してください。

不明点等は、北海道医療大学後援会事務局(☎0133-22-2111)までお問い合わせください。
※事務窓口(各学部や学生支援課、医療技術学課)では対応していません。

保健センター

当別キャンパスの保健センターには、センター医師(曜日・時間等限定あり)・保健師・看護師がおり、学生の皆さんの心身の健康を保持、増進させていくために必要な知識を提供したり、病気や身体的な悩みなどの相談を受けたりすることができます。また、軽微な怪我等への応急処置のほか、健康診断、抗体価管理(採血、ワクチン接種含む)にも対応しています。

札幌あいの里キャンパスには保健室が設置されています。こちらは同キャンパス内に大学病院が隣接していることから、主に静養室としての利用が中心となりますが、利用については医療技術学課に相談、申し出てください。

◇保健センター<当別キャンパス薬学部棟 2 階>

(ホームページ→ <http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/hoken/>)

開室時間

月～金曜日 9:00～13:00 14:00～17:00

水曜日「ストレス・診療内科相談」10:30～12:50 14:00～15:50

※ワクチン接種・抗体検査・健康相談の対応時間は異なりますので、ホームページや掲示をご確認ください。

※昼休み 13:00～13:50

※都合により変更となる場合がありますので、事前に保健センター前の掲示等も併せてご確認ください。

保健管理業務

1. 保健管理に関する実施計画の企画・立案
2. 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置
3. 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導
4. 保健管理に関する調査研究
5. 応急処置
6. 健診、採血等の一部対応
7. その他保健管理に関する必要な専門的業務

健康相談業務

1. 健康に関する相談
2. 精神衛生に関する相談

保健センター運営委員

保健センターには、所長、センター医師、保健師、看護師のほか各学部に 1～2 名の先生が運営委員として携わっています。学生の皆さんの保健管理の基本方針に関することや健康診断等に関する件を協議しています。

学生相談室

学生相談室では、公認心理師・臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが対応します。

学生生活を送る上で直面する悩み(自分の性格、対人関係、異性関係等)について、お話を伺い、問題の解決を目指します。プライバシーについては堅く守られていますので、安心して相談してください。

- カウンセラーへの相談は予約にて受け付けています。開室日・開室時間については、ホームページ・掲示物等で確認してください。
- 不明な点は、学生支援課にお問い合わせください。

【当別キャンパス】

学生相談室:薬学部棟 2 階保健センター内

【札幌あいの里キャンパス】

学生相談室:1 階保健室内

◆利用方法 次のいずれかの方法で予約をしてください。

- ①WEB で予約(学内専用)URL:<https://soudan.hoku-iryo-u.ac.jp/>
- ②電子メールで予約 e-mail:shien@hoku-iryo-u.ac.jp
- ③学生相談室に直接行く(相談予約者が優先)
- ④学生支援課窓口で予約

※ 注意 ※

上記「①WEB で予約」「②電子メールでの予約」については、管理・運営の必要上、学生支援課経由で予約手続きを行っておりますので、あらかじめご承知の上ご利用願います。

なお、予約の際にお伝えいただいた相談者の氏名等の情報については、学生相談室の予約手続き以外に使用することは一切ありません。

●各学部には相談対応の先生方がいます。常駐はしていませんが、必要に応じて、学生相談室を使用して相談することができます。ぜひ気軽に相談してください。

相談員については、各学部掲示板に名簿を掲示しています。

障がい学生支援

本学では、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、北海道医療大学 及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校における学生支援に関する方針に即して、障がい学生支援を実施するために障がい学生支援規程を定めています。

障がい等を理由として修学上の支援を希望する場合は、学生担任または学生支援課に相談してください。また、あらかじめ保健センター、学生相談室に相談いただくことも可能です。

【合理的配慮の流れ】

1. 現在の状況や配慮・支援を希望する事項について相談
学生担任または学生支援課にまずはご相談ください。
困りごとなどを確認し、関連部署と協力の上、希望する支援内容について相談します。
※障がい学生支援相談員、学部担当事務課、保健センター、学生相談室も相談に対応しています。
[障がい学生支援相談員](#)
2. 合理的配慮申請書の提出
希望する申請内容を記入した合理的配慮申請書を学生支援課に提出していただきます。
3. 支援計画の策定・支援開始
申請内容に基づき、所属学部及び障がい学生支援委員会で支援計画(支援内容)を策定します。
支援計画について学生の合意が得られた後、支援を開始します。

【合理的配慮に含まれないもの】

以下に該当すると判断される内容は合理的配慮として提供することはできません。

1. 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
2. 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの
3. 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの

【入学試験における配慮】

入学試験において配慮を希望される方は入試広報課へお問い合わせください。

【バリアフリーマップ】

[バリアフリーマップ](#)

キャンパス・ハラスメントへの対応

私たちの学園では、学生の人格を尊重し、良好な教育研究環境を守り、学生の修学上の権利、利益の保護を図るために、「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、各学部に関係者を配置し、人権侵害の防止に努めています。

キャンパス・ハラスメントに関する悩みのある方は、相談員に相談してください。
他学部の相談員に相談することも可能です。
相談員の名簿は、各学部掲示板に掲示しています。

キャンパス・ハラスメントってなに？

キャンパス・ハラスメントとは大学内におけるセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、いずれも相手の人権を侵害する行為のことです。

1. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にする性的な言動をいいます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、その言動を意図して行ったか否かではなく、受け手がそれを人権侵害と感じるかどうか、判断の基準になります。

セクシュアル・ハラスメントは、異性間だけでなく、同性間でも問題となります。また教員と学生、上司と部下など、上下関係のもとで生じる以外にも、同僚や同級生、先輩後輩、職員から学生、あるいは学生から教職員に対してなされる場合もあります。

性的な言動とは、性的な内容・欲求や性別による差別意識に基づく発言や行動のことをいい、セクシュアル・ハラスメントは次のように分類することができます。

●地位利用型・対価型●

教育・研究・職務上の優位な立場を利用して、あるいは学業成績・教育研究上の指導または人事評価などの利益または不利益を条件に性的な誘いかけや要求をすること

●環境型●

性的な言動や性的な画像・文書を掲示・提示することにより、相手の勉学や職務環境を悪化させること

セクシュアル・ハラスメントになりうる言動

1. 言葉によるもの

卑わいな冗談や、身体的な特徴・外観を話題にしたり、性的な経験・性生活について質問したり、性的差別意識に基づく発言（男のくせに根性がない、女には仕事を任せられない、人格を認めない呼び方など）、性的なからかい、風評、冷やかしなど

2. 視線動作によるもの

目で相手の体に露骨な視線を送る、相手の目線を見つめて常態的に体の特定の部分を見つめるなど

3. 行動によるもの

不要な身体接触や、相手の気持ちを考えずしつこく会食に誘うなど

4. 環境によるもの

不特定多数の目に留まる場所に性的な画像や写真を掲出する、SNS 等でデータを送信するなど

2. アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、修学する上での関係において、優越的地位を不当に利用して、相手の修学上の権利を侵害する言動や人格を辱める言動等をいいます。

アカデミック・ハラスメントは、学生間、同僚間においても発生することがありますが、特に教育職員と学生、上司と部下、先輩と後輩といった権力関係の中で、多く発生します。また、地位的上位の者から下位の者に対して発生することが多いのですが、数的優位性を利用して、下位の者から上位の者に対しても発生することがあります。その他、地位的下位の者は、上位者の補助者であると見なすなどの身分的差別や、少数意見を無視する等の数的優位性に基づく差別の意識による言動についても含まれます。アカデミック・ハラスメントは次のように分類することができます。

- ① 修学に支障が出るような教育的指導を行うこと
- ② 常識的に不可能な課題達成を強要すること
- ③ 成績の不当な評価を行うこと

アカデミック・ハラスメントになりうる言動

1. 精神的虐待・誹謗・中傷
「本人がその場にいるか否かにかかわらず、侮蔑的な言動を行うこと」
「特定の人をからかいの対象にすること」
「インターネット上のブログや掲示板への書き込みなどで相手を傷つけること」
2. 学習・研究活動を妨害すること
「明確な理由がなく、研究機器の利用や研究発表活動を不当に制限すること」
3. 進級・卒業・修了を妨害すること
「成績の不当な評価を行うこと」
「進級・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させること」
4. 選択権を侵害すること
「理由もなく就職や大学院進学に必要な推薦書を書かないこと、就職活動を禁止すること」
5. 指導の義務を放棄すること
「嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否すること」

キャンパス・ハラスメントを起こさないためには・・・。

日頃からコミュニケーションを十分に図り、互いに意見を伝えやすい良好な人間関係を築くことが大切です。キャンパス・ハラスメントを見聞きした時、「そういうことは止めるべきです」と進言するなど、それを止めさせる言動で防止することもできます。

もし、キャンパス・ハラスメントの被害を受けたら・・・。

相手方の言動を「人権侵害だ」と感じたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと意思表示してください。自分で言えない時は、手紙を渡したり、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。またその人権侵害行為が、「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などについて、記録をとってください。もし、誰か証人になってくれる人がいる時には、証言してもらうことをお願いしてください。

あなたが悪いわけではないので、相手に「ノー」と言えなくても自分を責めないようにしましょう。そして、一人で悩まず、すぐに友人や家族、同僚や上司など身近な信頼できる人に相談するか、相談員に相談してください。

相談は、面談のほか手紙、電話又は電子メールのいずれでも受け付けます。また、相談を受けた人や上司など第三者からの相談も受け付けます。

相談員は、相談者の悩みを親身に聞き、相談者が受けた行為がキャンパス・ハラスメントに当るかどうかを判断することを助け、今後取るべき方法について、相談者が自分で意思決定をするために必要な相談に応じます。

相談員は、相談者の名誉及びプライバシーを守り、相談者の意向をできる限り尊重しますので、安心して相談してください。解決策を押し付けることはしません。また、必要な場合には医療機関やカウンセラーなどを紹介します。

アルコールハラスメントに注意

アルコールハラスメントとは

アルコールハラスメント(通称アルハラ)とは、アルコール飲料に絡む嫌がらせ全般を指す言葉で、アルコール類の多量摂取(イッキ飲みのような)の強要など対人関係の問題や、酩酊状態に陥った者が行う各種迷惑行為などの社会的な迷惑行為。近年、アルコールハラスメントが原因で、大学生(20歳未満の者を含む)の死亡者が増加した事をきっかけとして、問題となっています。

アルコールハラスメントになりうる言動(若年者アルハラに見られる傾向)

1つでもあてはまれば、アルハラになります。また、**20歳未満の飲酒は法律で禁止**されているため、絶対にやめてください。

1. 飲酒の強要

上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

2. イッキ飲ませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

3. 意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。

4. 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

5. 酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

奨学金・援助

奨学金の募集は本学ホームページ奨学金案内サイト等にて周知します。応募に際しては、学生本人の申し出が必要ですので、機会を逸さないように注意してください。奨学生の採用人員には限度があります。そのため、申請者全員が採用されるとは限りません。成績を良好に保って、粘り強く申請することが大切です。

本学奨学金・日本学生支援機構奨学金・本学の学生援助資金等は、返済金を回転運用していますので、返済が遅延すると、今後の奨学制度等の運営が困難となります。保護者とよく相談し、円滑な返済のできる範囲内で利用してください。

本学奨学制度(東日本学園奨学金)

人物・学業ともに優秀で、経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金を貸与する本学独自の奨学金制度です。日本学生支援機構の基準に準じて、学内選考を実施し、適格者を決定します。

一般奨学生

成績優秀、心身健全で、経済的理由で奨学金の貸与が必要と認められた学生に貸与されます。募集時期は 4 月で、貸与期間は 1 年間で原則毎月振込です。

区分	学部	歯科衛生士専門学校	大学院	
	薬学部・歯学部・看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部・医療技術学部		修士 博士前期	博士 博士後期
一般奨学生	50 万円	33 万円	60 万円	80 万円

①募集期間について

募集は年 1 回で、4 月に行います。

②貸与期間について

貸与期間は 1 年間で、毎年度選考が行われます。

③返還について

返還は、卒業・退学・その他の理由で奨学生の身分を失ったときから始まります。

卒業後 10 年以内の均等年賦返還で年額 10 万円以上の返還です。

本学学部卒業後、本学大学院に進学した場合は「返還猶予申請書」の提出により、大学院修了まで返還を猶予されます。

●一般奨学生申請書類

一般奨学生の申請は毎年 4 月に行われますが、申請時には、願書に加え、収入に関わる添付書類等が必要となります。添付書類の詳細は募集要項に記載されます。毎年、奨学金願書提出期限に間に合わず申請を断念するケースが多々見られますので、申請が円滑に行えるように募集要項をよく確認し、早めに添付書類を揃えましょう。

入学一時金分割奨学生

本学学部第 1 学年に入学した者で、成績優秀、心身健全で、経済的理由で奨学金の貸与が必要と認められた学生に貸与されます。奨学金の額は、入学一時金の範囲内の貸与となります。なお、詳細及び申込については、入学年度の 4 月末までに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)へご相談ください。

災害・事故等奨学生

父母等学費負担者が、災害、事故等により学費の支弁が著しく困難となった学生で、成績優秀、心身健全である

学生に貸与されます。災害・事故等の状況により当該学部授業料等相当額以内の金額が貸与されます。なお、詳細及び事由が発生した際には学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)へご相談ください。

学業継続奨学生

本学看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部・医療技術学部第4学年、薬学部・歯学部第6学年に在学し、成績優秀、心身健全で、父母等学費負担者が災害、事故等以外の経済的理由により、学費支弁が著しく困難である学生に貸与されます。当該学部等授業料相当額以内の金額が貸与されます。

なお、詳細及び申込については、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)へご相談ください。

大学院奨学生

将来、高度専門職業人もしくは教育・研究者として広く活躍する人材を育成するため、特に学業成績および人物に優れた大学院修士課程並びに博士課程入学者を選考し奨学金を給付します。

薬学教育・研究者育成奨学生

学業成績および人物ともに優れた薬学部学生で、本学薬学部を卒業後、本学大学院薬学研究科博士課程に進学し、修了後、本学教員を志望する者に奨学金が貸与されます。

貸与期間は第5学年から第6学年までの2年を限度とし、募集は第4学年の11月に行われます。奨学金の額は、本学の学納金と国公立大学の学納金との差額とします。

日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構は奨学事業を行っている国の機関です。勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう、奨学金貸与を行っています。

●貸与種別

『第一種奨学金(無利子)』と『第二種奨学金(有利子)』の2種類があり、人物・学力の推薦基準を満たしている学生を在学が推薦し、日本学生支援機構の家計を含めた審査・選考を経て採否が決定されます。

新入生(第1学年)の学力基準

区分	大学	歯科衛生士専門学校
第一種奨学金	平均 3.5 以上	平均 3.2 以上
第二種奨学金	平均水準以上	

※高校での5段階評価評定平均値

●貸与月額

区分	大学		歯科衛生士専門学校		大学院	
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者	修士 博士前期	博士 博士後期
第一種奨学金 (無利子)	2万円、3万円、 4万円、 5万4千円	2万円、3万円、 4万円、5万円、 6万4千円	2万円、3万円、 4万円、 5万3千円	2万円、3万円、 4万円、5万円、 6万円	5万円、 8万8千円	8万円、 12万2千円
第二種奨学金 (有利子)	2万円～12万円(1万円刻みで選択)				5万円、8万円、10万円、 13万円、15万円から選択	

※第二種奨学金で12万円を選択した場合に限り、薬学部は2万円、歯学部は4万円の増額貸与を希望する

ことができます。

①募集期間について

奨学生の募集は、4月の一次募集を基本とし、その後、学生支援機構に財源的な余裕がある場合のみ、臨時採用の募集があります。募集情報は随時、本学ホームページのトピックスや奨学金案内サイト等に掲載されます。

②貸与期間について

奨学生として採用されると採用年度より卒業までの最短修業年限まで貸与されます。ただし、毎年度学業成績を審査し、修得単位数の少ない者、学業の著しい低下、奨学生としてふさわしくない行為があったときは「廃止」、「停止」等の処置を受けます。

③奨学金の継続について

次年度以降も奨学金の継続を希望する場合、12月～1月頃に「継続願」を提出しなければなりません。「継続願」を提出しない場合、奨学生の資格を失います。また、次年度継続を希望しない場合も、インターネット上で「継続を希望しません」を選択し、送信する必要があります。

④返還について

奨学金の返還は、卒業・退学・その他の理由で奨学生の身分を失った半年後から始まります。卒業・退学後、他大学や大学院等に進学した場合、インターネット上で在学猶予の手続きを行うことにより、卒業・修了まで返還を猶予されます。

⑤家計急変により学業の継続が困難な場合

生計維持者の死亡・失業・災害等による家計急変の為、学業の継続が困難となり、緊急に奨学金を必要とする場合は、早めに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に相談してください。経済状況等を確認・審査したうえ、一定の条件を満たした場合、日本学生支援機構への推薦を行います。緊急採用(第一種奨学金)、応急採用(第二種奨学金)に申請することができます。

進学届・在学猶予

○高校在学中に予約採用が決定している学生は、入学後すぐに、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に『進学届』提出の手続きをしてください。提出方法・期限等は「新入生ポータルサイト」に掲載されます。期限までに手続きをしなかった場合は、奨学生としての資格を失います。

○高校等在学中に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた者は、入学後至急、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に申し出てください。在学猶予の手続きにより大学在学中は返還が猶予されます。

高等教育の修学支援制度(授業料等減免と給付型奨学金)

標記の法律に基づき、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対して授業料・入学金の減免を実施しています。また、同学生は日本学生支援機構の給付奨学金を受給することができます。

(参考)文部科学省高等教育の修学支援新制度ホームページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構給付奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

①募集期間について

募集は、4月および9月を予定しております。募集情報は随時、本学ホームページのトピックスや奨学金案内サイト等に掲載されます。

②期間について

支援対象者として採用されると採用年度より卒業までの最短修業年限まで奨学金の給付および授業料の減免が行われます。ただし、毎年、日本学生支援機構による家計基準に基づいた支援区分の見直しが行われるため、確認の結果、10月分から授業料減免・給付型奨学金が止まったり、金額が変わることがあります。また、毎年度学業成績を審査し、修得単位数の少ない者、学業の著しい低下、奨学生としてふさわしくない行為があったときは「警告」「廃止」等の処置を受けます。

③支援の継続について

次年度以降も支援の継続を希望する場合、12月～1月頃に継続の手続きを行わなければなりません。手続きを完了しない場合、次年度から授業料減免・給付型奨学金ともに「停止」となります。継続を希望しない場合は、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に申し出て下さい。また、年2回(採用初年度は年1回)の「在籍報告」を怠った場合にも、支援が「停止」となります。

⑤家計急変採用について

生計維持者の死亡・失業・災害等により家計が急変した場合は、直近の家計で授業料等減免・給付型奨学金の採用審査を申し込むことができます。家計急変時から3ヶ月以内の申請が必要ですので、申請を希望する場合は速やかに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に相談して下さい。

その他の奨学金

本学では地方公共団体、奨学金事業実施団体が実施する奨学制度も取り扱っており、多数の学生が利用しています。

それぞれ貸与月額が異なり、採用人数も少数で募集時期も一定していません。本学に募集の案内がある場合は、その都度奨学金案内サイトに掲載しますので、希望者は学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)まで申し出て下さい。大学を通さず直接募集を行っている奨学金については、出身地の教育委員会や福祉事務所に問い合わせる申請して下さい。

なお、個人応募により奨学生として採用された者は、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に必ず報告して下さい。

令和5年度本学で取り扱った主な奨学金一覧

<地方公共団体等奨学金>

京都府理学療法士等修学資金
札幌市奨学金
静岡県看護職員修学資金
北斗市 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金
北海道看護職員養成修学資金
北海道介護福祉協会介護福祉士修学資金

<その他奨学金>

一般財団法人あしなが育英会大学奨学生
一般財団法人工藤育英会奨学生
一般財団法人寺山財団奨学生
一般社団法人大学女性協会国内奨学生

公益財団法人 NSK ナカニシ財団奨学生
 公益財団法人河内奨学財団奨学生
 公益財団法人木村看護教育振興財団奨学生
 公益財団法人クロサワ育成財団奨学金
 公益財団法人栗林育英学術財団奨学生
 公益財団法人公益推進協会 逸男記念・再チャレンジ奨学金
 公益財団法人交通遺児育英会大学奨学生
 公益財団法人重田教育財団 海外留学奨学金
 公益財団法人つくし奨学・研究基金奨学生
 公益財団法人 TCB 財団 TCB 奨学金
 公益財団法人鉄道弘済会奨学生
 公益社団法人日本看護協会
 公益財団法人日本通運交通遺児等支援奨学金
 公益財団法人ビー・エム・エル医療教育基金奨学生
 公益財団法人北海道信用金庫奨学財団給付型奨学金
 公益財団法人森田奨学育英会奨学生
 在日本朝鮮人教育会朝鮮人奨学生
 G7 奨学財団奨学金
 日米教育委員会フルブライト奨学金

【留学生対象】

<地方公共団体等奨学金>

文部科学省外国人留学生学習奨励費

<その他奨学金>

一般財団法人共立国際交流奨学財団奨学金
 一般財団法人寺山財団奨学金
 公益財団法人 SGH 財団奨学生
 公益財団法人朝鮮奨学会奨学生
 公益財団法人橋谷奨学会奨学生
 公益財団法人平和中島財団(中島健吉記念奨学金)外国人留学生奨学生
 公益財団法人森田奨学育英会奨学生
 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学生
 財団法人岩垂育英会奨学生
 株式会社共立メンテナンス奨学基金奨学金
 国際ゾンタ札幌Ⅱ ゾンタクラブ女子奨学生
 JEES 留学生奨学金
 JEES 田辺三菱製薬医学・薬学奨学金
 ヤングスチール株式会社奨学金

しょうれいきん 入学奨励金支給制度

学生の入学を奨励する目的で、入学奨励金(入学金相当額)を支給する制度を設けています。

【申請条件】

学生が、次のいずれかの条件を満たしている場合に限り、申請できます。

- (1) 本学園の設置する学校を卒業した兄弟姉妹を含め、2 人以上の者
- (2) 本学園の設置する学校を卒業した者の子女
- (3) 本学園の設置する学校を卒業した者、または在籍していた者

※ただし、入学金免除者については申請できません。

学生援助資金貸付制度

この制度は、斉藤恒行氏(元本学理事・教授)・松本仁人氏(名誉教授)・舘山碧氏(名誉教授)・豊田栄子氏(名誉教授)の寄付金等をもとに学生の生活費・医療費・課外活動費・帰省旅費等緊急かつ一時的な資金の必要に対し、貸付を行う制度です。

1 貸付対象

各学部及び歯科衛生士専門学校に在籍の学生とします。ただし、最終学年に在籍する学生の利用は在籍する年度の12月末日までです。

2 貸付額

1人1回3万円以内です。ただし、貸付額が3万円以内であっても貸付残高がある場合は、重複しての貸付を行いません。

3 返済期日及び方法

貸付日から2カ月以内に一括返済するものとします。本制度の貸付は無利息とします。ただし、最終返済日を過ぎても返済が完了しない場合、延滞料(最終返済日から数えて11日目から1日あたり1万円につき5円)を徴収します。また、延滞のあった場合、以後の貸付をしないことがあります。

次の貸付は、返済のあった日から1カ月以上経過していることを原則とします。

4 保証人

保証人は必要としません。

5 提出書類

学生援助資金貸付申込書・学生援助資金借用証書(所定の用紙)に必要事項を記入し、学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)窓口提出してください。

6 業務時間

受 付	貸 付
月曜日～金曜日 9時30分～16時45分	受付が13時30分までの学生は当日の15時00分～16時45分の間 受付が13時30分以降の学生は翌日の11時00分～16時45分の間

※貸付のときには、学生証・印鑑を忘れずに持参してください。

※学生援助資金は、定められた金額内で貸付が行われているため、返済が遅れると次の学生が利用できず、大変迷惑をかけることがあります。返済期限は厳守しましょう。

※返済期限を守らない学生に対しては、保証人(父母)宛に通知するとともに今後学生援助資金の貸付は一切行いません。

学内行事

九十九(つくも)祭

本学では 6 月に九十九祭(大学祭)を行っています。例年の主な内容は以下の通りです。

- ・芸能人によるライブやトークショー(近年では、錦鯉、トム・ブラウン、なかやまきんに君、The Floor、かもめんたる、ゴー☆ジャス、コロネケン、フルーツポンチ、エハラマサヒロ、TRIPLANE、フルーティー)
- ・各種イベント(YOSAKOI 演舞・ビンゴ大会等)
- ・球技大会(ソフトボール等)
- ・各種模擬店(本格カレー・たこ焼・甘味屋・焼き鳥・うどん等。テント・機材等は大学祭実行委員会が用意しますので、誰でも模擬店に参加することができます。)
- ・各学術系クラブ・サークルによる学術発表(茶道部による茶室、吹奏楽団・弦楽部・ピアノ同好会の演奏会、軽音楽部のライブ、美術部の作品展示や各団体の活動の成果を発表します。)

秋期大会(体育祭)

秋にはバレーボール、バスケットボール等の室内競技が行われます。毎年豪華な入賞賞品を狙って、学部を越えた熱き戦いが繰り広げられます。

参加チームが増えて決勝までたどり着くのは大変ですが、仲間同士でチームを作り、ぜひ上位入賞を目指してください。

防災訓練

本学では、学内火災・地震を想定して年に 2 回(春・秋)、当別・札幌あいの里の各キャンパスで防災訓練(避難訓練含む)を行います。学生各自が積極的に参加し、万一来臨に備えましょう。

交通安全講習会

悲惨な交通事故を未然に防止する為、当別キャンパスでは春と秋の年 2 回、交通安全講習会を実施しています。自分だけは大丈夫という過信は禁物です。必ず出席してください。

なお、本学の駐車場使用許可を受ける学生は、前年度に交通安全講習会を春・秋の 2 回受講していることが条件の一つされています。また、許可を受けている期間に開催される交通安全講習会の出席は自動車に通学する学生に義務づけられています。

当別町商工会・当別町アパート組合との交流

美しい町、住み良い町、当別町をつくることを目的として、当別在住の本学学生と当別町商工会、アパート組合が不定期に意見交換会を実施しております。

毎回テーマは変わりますが、学生にとっては第二のふるさとである当別町をよりよい町にするため活発な意見交換会を実施しております。

地震発生時の対応

地震の発生を防ぐことはできなくても、適切な準備や行動をとることで被害を軽減することができます。日頃から、どのような準備や行動が必要か考えておきましょう。

地震が発生したら

- ・倒れやすいものから離れ、落下物に注意。
- ・むやみに動かず安全を確認。
- ・非常口やドア等を開けて避難口を確保。
- ・避難は徒歩で、荷物は最小限。(火を扱っている場合は身の安全を確認後、火の始末)
- ・エレベーターを使用せず階段で避難。(本学のエレベーターは地震が発生した場合、自動的に停止するシステム)
- ・正確な情報収集に努め、なるべく集団で行動。
- ・負傷者の救護や初期消火に協力。
- ・家族との安否確認および大学への安否連絡。

地震発生時の避難場所

大学ではあらかじめ以下の場所を避難場所として想定していますが、地震時の状況により安全な場所へ避難してください。避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適しています。

【当別キャンパス】	【札幌あいの里キャンパス】
避難場所 総合グラウンド	避難場所 駐車場

大学への連絡方法

○安否連絡について

地震が発生した場合、本学は学生の安否確認を行います。地震発生時に登学していない場合は、連絡可能な状況になり次第、下記の方法で大学へ連絡してください。

・Eメール shien@hoku-iryo-u.ac.jp

・電話 0133-23-1211(代)

※電話がつながりにくくなる可能性が高いのでなるべくEメールで連絡してください。

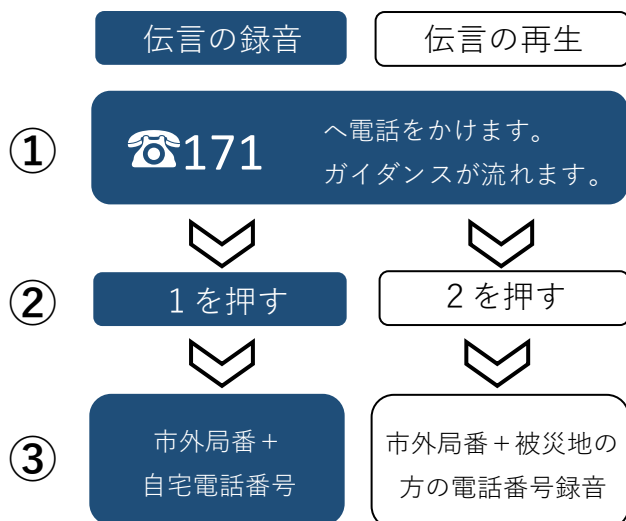
報告事項

①学生番号 ②氏名 ③本人・家族の状況 ④自宅や付近の状況 ⑤その他

■家族への連絡方法

○NTT 災害伝言ダイヤルサービス

地震など大災害発生時に、安否確認などの電話が爆発的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービス。



※被災地の方も、被災地以外の方も利用方法は同じです。

■利用可能な端末／NTT の一般電話、公衆電話、携帯電話

■蓄積伝言数／1 電話番号あたり 1～10 伝言

■録音時間／1 伝言 30 秒以内

■伝言保存期間／2 日間(48 時間*自動消去)

■北海道医療大学 大地震対応マニュアル

大地震発生時の対応マニュアルは、大学のホームページより閲覧、ダウンロードする事が出来ます。

大学トップページ→在学生の方へ→「その他」大地震対応マニュアル

●URL

(携帯電話版)<http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/for/student/e-quake/manual/>

(PDF 版) http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/for/student/e-quake/eq_manual.pdf